

全般的事項と指針の目的

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針について	化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針について(平成24年3月29日 基発0329第11号により廃止)
基発0329第11号	基発第394号
平成24年3月29日	平成4年7月1日
第1 改正の要点	第1 制定の趣旨
化学物質のハザードを知らずに作業を行い、爆発、火災、中毒等の災害が発生しているおり、事業者の適正な化学物質管理の促進が必要。	化学物質による爆発災害や職業性疾病の発生原因の一つは、事業者又は労働者がハザード、適切な管理、取扱いの方法等を知らなかったこと。さまざまな化学物質が使用されており、ハザードを外見から判断することは非常に困難である。
平成15(2003)年に、化学物質のハザードを約30項目に分類し、ハザードの程度に応じて標章を付し、SDSを作成・交付するGHSシが、国際連合から公表された。	ハザード情報が増加しており、周知を図るシステムを設けることが重要
これを受けてハザードの範囲を見直し、表示事項等を追加し、指針の法令上の位置付けを明確にした	SDS制度が進み、平成2年ILO総会でハザードの周知を内容とする「職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条約)」が採択された 譲渡提供者の持つハザード情報を活用するシステムとして、危険有害表示制度を創設し労働害防止の推進を図る
第2 全般的事項	第2 全般的事項
1 指針の位置付け	1. 指針の位置付け
安衛法施行令で表示物質は104物質が通知物質は640物質が対象	表示は政令で定める91物質を対象とし、表示内容は成分・取扱い上の注意など取り扱う上で必要な事項が規定された
適切な管理、取扱いに必要な情報は事業者・取り扱う労働者に提供されるべきという考えで、旧指針では法で義務化されていない化学物質のハザードの表示と通知は行政指導で推進してきた。労働安全衛生規則第24条の14,第24条で努力義務とし、旧指針の全部を改正した	指針では必要な情報は基本的にすべて事業者・取り扱う労働者に提供されるべき、という情報公開の考え方に立って、対象をすべての化学物質とし、表示内容は適切な管理、取扱いのために必要となるすべての事項とされた。指針は、従来の表示制度と比べ大幅な対象の拡大、内容の充実を図ったものであり、行政指導により推進する
2 表示及び通知の概要	2. 表示制度の概要
	指針に基づく表示制度は、次のようなシステム
[1] 国は、化学物質のハザードと取扱方法等を的確に表示する基準を定める	[1] 国は、化学物質のハザードや取扱方法を的確に表示する基準を定める
[2] 譲渡提供者は、この基準に基づく表示及び通知を行う	[2] 譲渡提供者等は、この基準に基づき表示を行う
[3] 取扱い事業者は表示・通知を活用し、労働者に取り扱う化学物質のハザードを周知し、適切な取扱いを確保する	[3] 取扱い事業者は、表示を活用し労働者に取り扱う化学物質のハザードを周知し、適切な取扱いを確保する 表示の種類は、危険有害化学物質ではSDSの交付と容器・包装へのラベルの貼付で、それ以外の化学物質では名称の記載
3.危険性又は有害性の考え方	3. 危険有害性の考え方
JISZ7253の附属書A(A.4を除く。)の定めるハザードのクラス・区分及びラベル要素が定められる化学物質	ハザードは指針の別表に示す。一つに該当すれば、危険有害化学物質としてSDSの交付、ラベルの貼付が必要
JISZ7252、経済産業省の事業者向け分類ガイダンス等で、全ての化学物質のハザードを判断。分類実施ではNITEの「GHS分類結果データベース」や厚生労働省の「GHSモデルラベル・モデルMSDS」等を参考にする	ハザード情報が不十分で、危険有害化学物質がそれ以外に区分けされることがある

全般的事項と指針の目的

4 容器又は包装への表示 表示の目的は、ハザードを知らず、適切な取扱方法をとらないで発生する労災防止に資すること	5. 容器等の表示 表示の目的は、ハザードを知らず、適切な取扱方法をとらないで発生する労災防止に資すること。危険有害化学物質の取り扱い時に知っておく必要がある主要なハザード情報を記載する
5 安全データシート SDSの目的は、化学物質等の総合的な安全衛生管理に資することで、適切に管理するために必要な詳細情報を記載する文書。	4. 化学物質等安全データシート SDSの目的は、総合的な安全衛生管理に資することで、適切に管理するために必要である詳細情報を記載する文書
6 JISZ7253との整合性 JISZ7253に準拠したSDSの交付と容器表示を行えば、労働安全衛生関係法令の規定・指針を満たす	
	6. 名称の表示 名称表示の目的は、取り違えによる労働災害の防止、取扱う物質が何であるか分からないことにより生ずる不安の除去等に資すること。危険有害化学物質以外の化学物質を他の化学物質と区別できるようその名称を表示する

新旧指針の第一条(目的)

1 第一条(目的) この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第24条の14第1項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)及び特定危険有害化学物質等(則第24条の15第1項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第18条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。)に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。	1. 第一条(目的) この指針は、化学物質等(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3号の2に規定する化学物質及び化学物質の混合物をいう。以下同じ。)の危険又は有害な性質等についての表示に関し必要な事項を定めることにより、化学物質等の危険又は有害な性質等について事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。
施行通達による説明 化学物質等には、製造中間体(製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の物質に変化する化学物質をいう。)が含まれること。	施行通達による説明 「化学物質」とは、労働安全衛生法第2条第3号の2の化学物質であって元素及び化合物をいうものであるが、「化合物」とは昭和53年2月10日付け基発第77号通達の記の1の(2)によるもの ただし、同通達の記の1の(2)のまた書きについては、本指針においては、同また書きの口の固有の使用形状を有するものを除き、化合物として取り扱うものとする。 なお、石綿スレート、アーク溶接に用いるチップ等加工の際に明らかに、有害物を発散するものについては、固有の使用形状を有するものであっても、本指針の対象として取り扱うものとする。 混合物は、化学物質を含有する製剤その他のもの